

「規制の設定又は改廃に係わる意見提出手続」  
に関する総務省の意見募集に対する  
在日米国商工会議所（「ACCJ」）の意見  
（英語正文）

現行法に基づく法規の案について日本政府の様々な行政機関が国民から意見（「パブリック・コメント」または「提案」）を募る手続に関して、行政手続法（「APL」）検討会（「検討会」）に対し、私どもの意見を提出させていただきたく存じます。

日本の各省庁が規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を定める際に、施行前にその案を国民に示してパブリック・コメントを求める手続が1999年から実施されました。これは、日本の行政への国民の参加、透明性及び国民に対する説明責任という面で新たな時代の幕開けであった、と私どもは考えています。私どもは、規制の設定又は改廃にあたり産業界及び国民のコメントを受け付け、審査し、一つにまとめ上げる開かれた行政手続というビジョンを実現するために、検討会が以下の提言を実施することにより、行政手続の透明性の向上をはかる画期的な試みを積み上げていかれることを望みます。

#### 背景

1999年にパブリック・コメント手続が設定されて以来、インターネットの普及によって、行政機関は瞬時に、ほとんど費用のかからない方法で、新たな規制案に関する情報を周知することができるようになりました。また、行政機関は、産業界や国民の意見を、電子メールやインターネットを通して容易に得ることができるようになりました。ただ残念なことに、国民の行政参加という理念に対してどちらかというところ消極的な、またパブリック・コメント手続の浸透を促進するよりはむしろ遅らせるような担当当局の対応によってパブリック・コメントの潜在的な可能性と効果が十分に生かされていないケースが多く見受けられます。ACCJは、このような行政側の消極的な対応が、パブリック・コメント手続を介して国民が行政に参加する機会を増やすにあたって障害の一因であると考えます。

#### 問題点

パブリック・コメント手続の潜在的なメリットに制限を与えられると思われる、ACCJの会員が経験した具体例を下記のとおり掲げます。

●規制案の発表日程が休暇の期間が始まる直前に設定されること。この結果、民間人がコメントを作成する時間が制限される結果となっている。

●パブリック・コメントの提出期間を制限し、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（1999年3月閣議決定）において推奨された期間よりかなり短い期間に設定されること。

●新たな規制を設定する際、意見募集期間の要件が全て無視されること。

●意見募集期間の終了後、規制の最終版に大幅な修正を加え、かつその修正内容が公開されないこと。これにより、修正箇所では取り扱われた問題に対して[更なる意見募集が行われなかったため]コメントや国民の意見が反映されないこととなる。

●意見募集期間終了後直ちに新たな規制を施行すること。これにより、影響を受ける当事者が新たな規制に向けて適切な準備をする、またはこれを遵守することが困難となる。

●パブリック・コメントを提出した特定の当事者に対し、コメントを撤回するように要望して、パブリック・コメント期間の事前抑制を行うこと。

ACCJは、新たに規制を制定する手続の多くの部分が依然として不透明であり、アクセスまたは理解することが困難である点について憂慮しています。特に、審議会における審理の透明性の度合いは一様ではなく、これは、審議会が日本の法律制定及び政策決定過程において継続的に大きな役割を果たしていることから特に重要な問題といえます。行政機関が運営・管理するすべての審議会は、可能な範囲で、インターネット上で審議会の議事録を公開し、その審議の内容を公表するよう努めるべきです。また、外国企業が日本の市場において相当程度のプレゼンスを有し、長期間にわたって関与している点を鑑みると、ACCJ及び他の外国企業の企業団体は、専門家あるいは影響を受ける当事者として、審議会に意見を具申する、より多くの機会が与えられるべきであると考えます。ACCJは、審議会運営の透明性を高めるためにパブリック・コメント手続がいかに最良な方法で用いられるべきか、という点について検討会が慎重に検討されることを望みます。

## 提言

上記に鑑み、ACCJは、日本のパブリック・コメント手続に以下の修正が加えられることを提案します。

●例えば国家安全保障のような、パブリック・コメント手続を実施することよりも優先すべき重要な政策上の配慮があることを総理大臣によって示される場合を除いて、日本の行政機関が規制を設定する際にはすべてパブリック・コ

メント手続に委ねなければならないとするべきであり、このことについては、APLを改正してかかる手続の要請に制定法上の根拠を与えるべきである。優先されるべき政策上の配慮の存在を示すことができるのは総理大臣に限ることもAPLの改正法に定められなければならない。

●APLの改正では、意見募集期間終了後規制が発表されるまでの間、担当者が受け付けた情報を処理できるよう、30日間の「待機期間」を定めるべきである。

●APLの改正では、パブリック・コメント手続の要件を実施しなかった、あるいはコメントの「撤回」を要求してパブリック・コメント手続における「事前抑制」をはかろうとした担当者個人に対し処罰を与えることを定めるべきである。

●APLの改正では、特定の省庁（または担当官）がパブリック・コメント手続に適切に従わなかった場合、当事者が総理大臣に不服申立を行うことのできる「苦情」提出手続について定めるべきである。

●国民の祝日、4月30日、5月1日、5月2日及びお盆休暇となる5営業日は、意見募集期間の計算に含めるべきではない。

●コメント（攻撃的な内容のものを除く）はすべて、受付より48時間以内に（コメント期間終了後でなく）担当省庁のホームページに掲載されるべきである。これは、コメントの提出過程において関係する論点に関する対立する政策上の考慮の発展を可能とするためである。

●最終決定の前に、関係省庁は、受け付けたすべてのコメントに対して、個別にまたは適切な場合はカテゴリー別に、具体的にかつ公けに回答をするべきである。

●すべての省庁は、パブリック・コメントを求めるために規制をホームページに掲載した時点で、登録ユーザーに電子メールで通知が行われる登録システムを実施するべきである。

●閣議決定「1 対象」（考え方）(6)に基づき現行のパブリック・コメント手続の対象となっていない懇談会など行政運営上の会合は、省庁が関連する問題を取り上げる前に少なくとも30日間、その提案を掲載して国民の審査及びコメントを求めるべきであり、これに従い当該箇所(6)も変更されるべきである。

●閣議決定の「1 対象」（考え方）(5)及び(8)に定めるパブリック・コメントの手順適用の制限（法制定手続の除外）を変更して、これらの手続をパブリック・コメントの対象となる手続とすべきである。また「1 対象」（考え方）(9)の(2)組織令・定員令のように行政内部のみに適用されるもの、及び

(3) 補助金要綱、年金の給付のような行政サービスに係るもの、についてもパブリック・コメント手続の対象とするよう、変更すべきである。

●日本国内で事業を営む国際企業が、日本国内における当該企業の権益に影響を及ぼす事項に関して意見を提出する機会を確実に得られるよう、また、コメント提出の時間的制約及び国内経済の国際化に鑑みて、国際企業・組織は英語でコメントを提出することを推奨され、認められるべきである。

以上